

○議長(田村市郎君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(井上議会議務局長報告)

- 一、昭和六十年第二回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)
- 二、付議事件の告示について(別添参照)
- 三、議案の送付について(別添参照)
- 四、議事説明員の出席要求について(別添参照)
- 五、昭和六十年二月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 六、昭和六十年三月分例月出納検査の結果について(別添参照)
- 七、昭和五十九年度第二回定期監査の結果について(別添参照)
- 八、昭和五十九年度第三回定期監査の結果について(別添参照)
- 九、昭和五十九年度第四回定期監査の結果について(別添参照)

○議長(田村市郎君) 以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 宮沢良一君 登壇)

○議会運営委員長(宮沢良一君) 御指名をいただきましたので、去る五月七日に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

本日の臨時会は、市長から提案される議案四件と議会側から三件の計七件であります。

日程の順序につきましては、市長提出議案を先にお願ひすることとし、お手元に御配付のとおりいたしました。

次に、議案の取り扱ひについてでございますが、議会の人事案件を除く議案は既に三月定例会における全員協議会において説明されております議案等でありますので、慎重に審議の上、即決をお願いすることといたしました。

次に、会期につきましては、ほかに議会の常任委員会委員の改選

等があります。過去の実績等を勘案して、本日一日限りと決定いたしました。

なお、全員協議会については、理事者側の申し出もあり、また議会としても予定もありますので、日程第六の次に開催し御協議を願うことといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いいたします。報告いたします。

○議長（田村市郎君） 以上で委員長長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、五月十三日の一日限りと決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よつて会期は一日間と決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第三 報告第一号 専決処分承認を求めめることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君 登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、報告第一号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本専決は、昭和六十年の税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律がある三月二十九日に国会で可決され、同月三月に公布されたことに伴い、福生市税賦課徴収条例についての関連して所要の改正を行い、四月一日から施行する必要がある。この間、議会で御審議をいただくことができませんので、地方自治法第七十九条第一項の規定により福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていたいただきましたので、同条第三項の規定により専決処分の内容を御報告申し上げ、御承認をいたさうとするものでございます。

それでは、専決第一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、その内容を御説明申し上げます。

お手元の条例第十七号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をお開きいただきますと思います。

まず、三十一條の改正ですが、第一項は個人の均等割の税率改正でございます。現行一千円を一千五百円に改め、第二項は法人、市民税の均等割に関する規定の引用条文を改正しようとするものでございます。

第七十一條は、ミニカーに対する税率の追加規定と条文整備でございます。以上が本則の改正でございます。次に附則の改正でございます。

附則第十三條から十五條の四までは、固定資産税の評価替えに伴い租税負担の緩和を図るための負担調整措置の制度を昭和六十年度から昭和六十二年度までの三年間引き続き適用するための改正が主なることとなります。

なお、第十五條の四、第二項の規定は、法附則第十九條の四、第三項の規定を受けて新たに一項を追加規定するものでございます。

具体的には、市街化区域農地のうち既適用市街化区域農地以外の農地、いわゆる昭和五十七年度以降、単位評価額の上昇等により新たに課税の適正化措置の対象となった市街化区域農地、農地についても既適用市街化区域農地、要するにA・B農地と同じように負担調整措置を新たに適用させることにより、税負担に不均等が生じないようにするため、追加規定されたものでございます。附則第十五條の五は長期営農継続農地に係る規定の条文整備でございます。

次に、附則第十八條でございますが、固定資産税の免税点に関する特例規定中、附則第十五條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地から附則第十五條の四の規定の適用を受ける市街化区域農地、いわゆる既適用市街化区域農地を除外する規定に改めようとするものです。

附則第十八條の二の二第一項は、特別土地保有税の課税の特例に関する規定でございます。さらに三年間存続させるための改正規定でございます。

附則第十八條の二の三は、昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月

三十一日までの間に取得した土地に対する課税の対象範囲の改正規定で、保有期間が十年を超えて課税されるものは、市街化区域の土地に限られるという規定に改めるものでございます。

次に、第十八条の二の四は、右保有税に関わる適用期間の延長規定でございます。昭和六十三年三月三十一日まで三年間延長するものでございます。

附則第十八条の三は、租税特別措置法の改正による引用条文の改正でございます。

附則第二十一条の二は、軽自動車の税率の特例規定でございます。新たに一項を追加し、第一項では昭和六十年二月十五日前にミニカーを取得した場合の税率の読み替え規定を、第二項は現行の制限税率を改正し、昭和六十年度、六十一年度分限りの課税とするものでございます。

附則といしまして、第一条は改正条例の施行日を昭和六十年四月一日からとし、第二条は市民税に関する経過措置を、第三条は固定資産税に関する経過措置を、第四条及び第五条については、軽自動車税及び

特別土地保有税に関する経過措置をそれぞれ規定したものでございます。以上、大変難解でございますが、専決処分による条例改正の内容について説明を終わらせていただきます。

何とぞ原案どおり御承認くださるようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君） これは、三月の全協でもお聞きしたのですけれども、この均等割の税率の改正すけれども、五百円アップすることによって、三月の全協では増収が約八百万円になるのではなにかというふうに全協でお聞きしていますけれども、この点をこの五百円アップがどれくらい増収になるのかということとちよつと聞かせていただきたい。

それから、電気自動車の関係なのですが、これは福生にはないと思えますけれども、そのことの確認と、この新旧対照表で見ますと、附則のところの第十三条、固定資産税の評価替えに伴うものというふうに、い

ま部長から説明がありましてけれども、平均で一八%の評価替えがあつたわけですから、こういう関係でこの固定資産税が負担調整率を延ばして行く、あと三年間延ばして行くということだと思つたのですけれども、この一八%の評価替えで、福生としてこの固定資産税がどれくらい増収するのかわかれば教えていただきたいと思つています。

企画財政部長（内田和雄君） 御質問の均等割でございますが、全協で申し上げたように八百万円ぐらい増収になるであらうということでございます。

それから、あと電気自動車でございますが、現在福生には一台もありません。

それから、固定資産税の税額の伸びでございますが、一八%という伸びでございますが、実質的には、本年度においては九千三百万円、約九%ぐらいの伸びになるうかと思つています。以上でございます。

十一番（原敏子君） そうしますと、この個人分の均等割がこの分で五百万円が約八百万円になるということですか、ちよつとよく調べて

くればよかつたのですけれども、法人等の——この表で見ますと区分というところで、この改正文です、ね、四十五条の三と四十五条の二を三に変えるわけです、よね。これは、条文の別に法律がこれが変わるということではなくて、条文の、こういうふうにやつて三になつたというふうに解釈していいのかどうかということを追加して質問したいのと……

そうすると、結局はこの評価替えで地方税法が国会で通つて、評価替えのために、言つてみれば、福生市としては均等割が約八百万円、固定資産税が負担調整率などがあるから一八%が——だけれども負担調整率を掛けると実質的には九%になるということ、そうすると単純に計算して、さうと九千三百万円というふうに出たんだらうと思つたのですけれども、まだこれは税がかかつていないからなんですけれども、そうしますと、この市民の生活は、やはりとても圧迫されるのではないかというふうに考えますけれども、その点はどういうふうにお考えになつてゐるか、ぜひ聞かせていただきたいというふうに思つています。

部長は答えられないでしようから、市長にぜひ答えていただきたいと思つてい

ます。

○企画財政部長（内田和雄君） 法人税関係のものは、税率等の改正ではございません。条文改正でございます。

それから、もう一点の税金が上がるということで、市民生活を圧迫するのではないかと、このことでもございます。確かに上がることにについては、そういうことがあろうかと思ひますが、固定資産税等については、そういうことで負担調整をしていへというところでございますので、市民の方々に御協力を得ていかなければいけないのではないかと、このように思っています。

ひとつよろしく御協力をお願いしたいと思ひます。

○助役（古谷徳男君） 自席から、市民生活を脅かすという点の御質問ですが、この税条例につきましては、地方税法という国の法律に基づいて改正するわけでございまして、これは確かに税の上がる部分については、それだけ生活にかかつてくるわけでございすけれども、これらについては、国の政策上の問題もひとつあろうかと思ひます。

ですから、やはり法律を無視するということではできませんので、その点、

は市民の方に御認識をいたして御理解いたしたいと、このように思ひます。

○十一番（原敏子君） これは、地方税法の改正なので、いま助役が答弁されて国の政策上それは支持できないのです。現実的には八百万円と九百万円を足せば一億というお金に増税になるわけです。それで、地方税法の改正で減税が見送られたわけです。結果的に見ると、市民だけではなく国民全体が増税になったということになります。生活は大変になつてくるといふようなことが部長の答弁にもありましたし、助役の答弁にもありましたけれども、そういうふうに考えるわけです。

ですから、この専決については、私はとても承認できないというふうに意見を述べて質問を終わります。

○議長（田村市郎君） ほかになければ以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

本案は御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田村市郎君） 起立多数であります。よって報告第一号は、原案のとおり承認されました。

○議長（田村市郎君） 日程第四報告第二号専決処分の承認を求めることについて（福生市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君 登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、報告第二号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本専決も報告第一号と同様、昭和六十年度の税制改正に伴うものでございまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、福生

市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決されていただきましたので、同条第三項の規定により専決処分の内容を御報告申し上げます、御承認をいただきますものでございます。

それでは、専決第二号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例についてその内容を説明申し上げます。

本則の改正はございせんので、すべて附則の改正となっております。附則第二項、第三項、第五項については、固定資産税同様評価替えに伴う税負担の緩和を図るため、昭和五十九年度までとなっている負担調整措置の適用年度をさらに三年度延長するための改正規定でございます。

次は税法改正に伴い、新たに一項追加するため、第六項以下を一項ずつ繰り下げること、現行規定の条文整備が主な改正内容でございます。

それでは、税法改正に伴いまして、新たに追加規定されます第六項の内容について概略申し上げます。内容的には固定資産税と同様既適用市街化区域農地以外の市街化区域農地、いわゆるC農地

についても負担調整措置を適用させることにより、税負担の均等化を図ろうとするものです。前項の年度別進行率と負担調整率を乗じまして、課税標準額を算出し、課税しようとするものでございます。

次に附則でございますが、第一項は改正条例の施行期日を昭和六十年四月一日と定め、第二項は経過措置について規定したものでございます。

以上、大変難駁な説明でございますが、専決処分による条例改正の内容について説明を終わらせていただきます。何とぞ原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君） これもいまの説明のとおり評価替えのためなんです。それで都市計画税はどのくらい増収しますか。

（内田和雄君）（内田和雄君）（二千七百万円ぐらゐの増収になる予定でござ

います）

ございます。

○十一番（原 敏子君） この都市計画税につきましては、課税標準額に〇・三％を掛けて決めているわけですが、これは国の税法と違ひまして各自自治体で〇・三％を〇・二％にしたり、言ってみれば減税といえますか。市民の負担を少なくしている自治体もあると聞いておりますけれども、その点どのよう

に考えられているのか。

例えは、〇・二％にしますと〇・一％減らすだけでも市民から見たら相当な減税になるわけです。先ほどの専決の報告第一号ですが、これで約一億の増収——増税になったということか、ここでもまた評価替のためにこれまでと

おりの三を都市計画税で払うとすると、またここで二千七百万円の増税になるというふうになるわけです。この〇・三を〇・二とか、これを率を減らす

ふうなお考えと、そういうふうなことはどのように考えられているか。ぜひお聞かせいただきたいのです。ぜひ市長にお聞きしたい。市民の生活を圧迫する増税に伴うものですか。ぜひ市長にお聞きしたい。市長（田村匡雄君） 自席でお答えいたします。

郷案内のように福生市は大変財源の乏しいところでございます、法律によつてできるならば、このように〇、三ということでございますので、現在のところ都市計画税を変える考えはございません。

○十一番（原 敏子 君）いまの市長の明解な——都市計画税は変える気はないと、よくわかりました。

それで、これもいま部長から説明がありましたように、負担調整率を延長したり、農地に対して、これまでかかっていない負担調整率を掛けるという点で、こういう点では反対するものではないのですけれども、これもやはり先ほどの地方税法の改正の評価替えのために市民にとってみれば二千七百万円という一八％評価替えがあったために、言ってみれば増税になったということ、これも承認するわけにはいかないと思うのですけれども、ぜひ市長に要望したいのですけれども、財源が乏しい市なので都市計画税が〇、三％、いまふたわり変える気はないんだというふうにいま答弁されましたけれども、しかし市民の生活を守つて、市民あつてこそ福生市だということをよく念頭に置いていて、これから市政をつかさどつていただきたいと思ひます。

P23
（一）内
発言の
訂正発言

○企画財政部長（内田 和雄 君）まことに申しわけございません。先ほどの数字の関係ですが、九千三百万円の増収ということと申し上げたのですが、これはいまの都市計画税二千七百万円を含めまして九千三百万円でございますので、六千六百万円程度が先ほどの増収ということでございます。申しわけございません。御訂正をお願いしたいと思います。

○議長（田村 市郎 君）ただいま企画財政部長から訂正理由の申し出がありました。本件について御承認願ひますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 市郎 君）それでは訂正することに御異議ないようであります。

○議長（田村 市郎 君）本案は、原案のとおり承認することに御異議がありませんので起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

(起立多数)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって、報告第二号は原案のとおり承認されました。

○議長(田村市郎君) 日程第五報告第三号専決処分承認を求めることについて昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第十号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君 登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、報告第三号専決処分の承認を求めることについて提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして、

議会を招集するいとまがないと認めまして、昭和五十九年度福生市一般会計補正予算第十号を専決いたしましたものでございます。同条三項の規定によりまして報告し御承認を求めようとするものでございます。

まず、その理由といたしましては、歳入におきましては、年度末において東京都の補助金が決定交付されることによる収入増と宅地開発指導要綱に基づく寄附金との収入増によるものでございます。一方歳出につきましては、歳入財源をもって都市施設整備基金に積み立てをし、ようとするものがその主な内容で、今回の補正の専決と相なる次第でございます。

それでは、内容について予算書により説明申し上げます。

まず、一ページをお開きいただきますと思います。第一条におきまして、一億二百十六万三千円を追加いたしました。総額を歳入歳出それぞれ百二十九億六千五百八十七千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正内容については、第一表歳入歳出予算補正によるものと定めようとするものでございます。